

長久手市 都市公園施設長寿命化計画

平成 31 年 3 月

愛知県長久手市建設部みどりの推進課

1. 都市公園整備状況

(平成31年3月1日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
50ヶ所	31.21ha	5.3 m ² /人

※愛・地球博記念公園（県営公園）の公園面積は含まない。

2. 計画期間 [平成31年度～平成40年度（10箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
30	5	1	0	0	0	0	0	1	0	2	6	45

②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」を設定し、これまでに公園施設長寿命化計画を策定していない3公園を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
544	174	465	197	23	35	137

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1551	0	0	3126

②これまでの維持管理状況

計画対象公園の公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）は、長久手市による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

③選定理由

これまでに公園施設長寿命化計画を策定していない、都市公園3公園の公園施設を選定し、過年度の計画と統一した。

年 度	内 容
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・予備調査の実施 ・遊具、一般施設、建築物等の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施 ・公園施設長寿命化計画の策定
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公園台帳の整理 ・予備調査の実施 ・遊具、一般施設、建築物等の健全度調査の実施および健全度・緊急度判定の実施 ・公園施設長寿命化計画の策定
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公園台帳の整理 ・予備調査の実施 ・一般施設、建築物等の健全度調査の実施および健全度・緊急度判定の実施 ・公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

①一般施設、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は遊具を除く予防保全型管理の候補、536 施設について実施した。

- a. 一般施設 (528) A 判定: 154 施設、B 判定: 338 施設、C 判定: 35 施設、D 判定: 1 施設
d. 建築物 (8) A 判定: 2 施設、B 判定: 3 施設、C 判定: 2 施設、D 判定: 1 施設

②遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

- b. 遊具等 (182) A 判定: 85 施設、B 判定: 96 施設、C 判定: 1 施設、D 判定: 0 施設

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は委託業者により定期的の実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、指定管理者等に委託し、実施する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・日常点検の際、安全面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、対象施設の健全度調査を実施し、設備の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b.遊具等

- ・ 日常点検及び年 1 回以上実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 安全利用面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

e.その他設備等

- ・ 法で定める年 1 回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

①予防保全型に類型した施設

a.一般施設、c.土木構造物等

- ・ 事後保全・予防保全の類型は、公園施設ごとの管理類型の例を参考にして確定する。
- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、日常点検で劣化等を発見した際に、速やかに健全度調査を実施し、対策を検討する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b.遊具等、e.その他設備等

- ・ 日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

d.建築物等

- ・ 100 m²を越える特殊建築物は法で定める 3 年に 1 回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。

②事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、詳細な調査を実施し、対策を検討する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式 1「総括表」、様式 2「都市公園別」、様式 3「公園施設種類別現況」）による

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回、長寿命化計画を策定した公園における 10 年間でのライフサイクルコスト縮減額は年間 4,815,000 円である。